声　　　明

2020 年 9 月 4 日

首都圏建設アスベスト訴訟原告団
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1　本日、東京地方裁判所第１民事部（前澤達朗裁判長）は、首都圏建設アスベスト東京第２陣訴訟（原告数 121 名、被災者数 113 名）において、国及び建材メーカーの責任を認め、国に対しては総額８億 4673 万 6795 円及び建材メーカー５社に対し総額４億 3108 万 3298 円の支払いを命じる判決を言い渡した。

2　国の責任について

判決は、泉南アスベスト最高裁判決等において示された、労働者の生命・健康の確保を目的とする労働関係法令に基づく規制権限は「適時にかつ適切に」行使されなければならないとの判断基準に基づき、1975(昭和 50)年 10 月 1 日（改正特化則施行日）以降 2004(平成 16)年 9 月 30 日（改正安衛令施行日前日）までの間、事業主に対し、吹付け工を含む屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させければならない義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、建材への適切な警告表示（現場掲示を含む。）を義務付けるべきであったにもかかわらず、国がこれを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法１条１項の適用上違法であると判示した。

また、判決は、屋外作業従事者との関係でも、国は危険性を具体的に予期することができたとし、2002(平成 14)年 1 月 1 日以降の責任を認めた。

これにより、建設アスベスト東京１陣訴訟における東京地裁判決を皮切りに本判決を含め国は 14 連敗したことになり、国の責任は不動のものとなった。

さらに判決は、一人親方等に対する国の国家賠償責任を認めた。判決は、黄燐等製造禁止法の規定を引き継いだ旧労基法 48 条の趣旨及び同法を引き継いだ安衛法 55 条並びに同 57 条の趣旨を解釈した上で、安衛法 57 条に基づく労働大臣の規制権限の行使については、国は、一人親方等との関係においても、建材メーカー等に対し、警告表示の内容をより具体的にするよう通達を発出するなどの規制権限を行使すべき義務があったと認定し、それを怠った国の責任を認めた。

一人親方等に対する国の責任については、2018(平成 30)年 3 月に東京高裁第 10 民事部が初めて国の責任を認める判決を言い渡して以降、大阪高裁第４民事部、大阪高裁第３民事部、福岡高裁第５民事部、静岡地裁、東京高裁第 20 民事部及び本件判決まで７件連続で同様の判決が言い渡されており、一人親方等に対する国の責任を認めることが司法判断として定着しつつある。

3　建材メーカーらの共同不法行為責任について

判決は、遅くとも吹付け工との関係では1973(昭和48)年１月１日、屋内作業者との関係では1974(昭和49)年１月１日、屋外作業者との関係では2002(平成14)年１月１日には、建材メーカーらは、石綿を含有する建材を製造・販売するに当たり石綿の人体に対する危険性を警告する義務があり、その警告義務を怠った過失があることを認めた。

その上で、判決は、一部の被告メーカーらに限定したものの、民法719条１項後段の類推適用により共同不法行為の成立を認め、多くの原告らを救済した。

被告メーカーらは、長年にわたり警告表示をすることなく石綿建材の製造・販売を続け、その結果原告ら建築作業従事者に甚大な被害を与えてきたことは明らかである以上、本判決がこれまでの同種事件の判決と同様にその責任を認めたことは高く評価することができる。

ただし、本判決が解体工等に対する警告義務違反を認めなかった点は、被告メーカーらの負う高度な安全性確保義務についての理解が不十分であったと言わざるを得ず、その点は是正されなければならない。

建材メーカーらが石綿建材を製造・販売する行為と建築作業従事者に発生した損害との間の因果関係の立証が困難な建設アスベスト事件について、京都地裁、横浜地裁や、東京高裁第５民事部、２件の大阪高裁、福岡高裁、そして先日言い渡された東京高裁第20民事部の各判決に続き、建材メーカーらの共同不法行為責任を認めた判決は本件で８件目となる。建材メーカーらの責任はもはや揺るぎないものになったということができる。

4　損害賠償額等について

また、損害に関し、判決は、各被災者に生じた損害に応じて、石綿関連疾患による死亡の場合は2500万円、石綿肺(管理区分４)、肺ガン、中皮腫の場合は2300万円、石綿肺（管理区分３、合併症あり）の場合は2000万円、石綿肺（管理区分２、合併症あり）の場合は1500万円とその基準慰謝料額を認めた。

その上で、国の責任については二次的、補完的なものであるとして、また建材メーカーの責任については寄与の割合があるとして、各被災者について認められた慰謝料額を一部減額したことは、被告らの責任を真正面から直視したものとはいえず、被災者らの受けた損害を不当に減ずるものである。

5　私たちの求めるもの

建設アスベスト訴訟は、現在、全国８箇所の地域で闘われているが、国は、本判決により14件連続で責任を断罪され、また一人親方等に対する国の責任も一昨年の東京高裁判決以降７件連続で認められており、一人親方等を含めた国の責任はもはや揺るぎないものとなった。さらに建材メーカーに対する責任も５件の高裁判決及び本判決

を含め８件の判決で認められており、建材メーカーの責任を認める司法の流れも確立されたということができる。

原告勝訴の判決が続く中、来る 10 月 22 日には、神奈川第１陣訴訟について最高裁弁論が予定され、年内もしくは年度内にも建設アスベスト最高裁判決が見込まれるところとなっているが、最高裁判決においても、国及び建材メーカーの責任が断罪される可能性はいよいよ高まってきた。

国がこれ以上無用な争いを続けることはもはや許されない。国は、14 件連続で責任を断罪されながら、それに従うことなく解決を引き延ばしてきたことを反省し、速やかに原告らに謝罪するとともに、本判決を機に全面解決を決断すべきである。それとともにすべての建設アスベスト被害者を救済するために、「建設アスベスト被害者補償基金」制度創設に向け原告らとの協議のテーブルに着くことを決断すべきである。

また、建材メーカーらも、本判決を真摯に受け止め、早期全面解決の立場に立ち、速やかに基金制度創設に同意するとともに基金拠出に応じるべきである。

私達は、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国の原告、被災者、労働者、市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。